解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年五月十一日開催の社員総会の決議及び平成二十五年十月三十日付浜松市長の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

静岡県浜松市浜北区於呂二八四〇番地の八

医療法人社団石心会

代表清算人　大石　山

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年五月二十八日開催の社員総会の決議により、平成二十五年十一月三十日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

兵庫県西宮市中前田町一番二二号

社団法人西宮自家用自動車協会

清算人　浅尾　文昭

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

岡山県備前市吉永町高田一〇八一番地の一

財団法人吉永町振興公社

代表清算人　里見　清美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

山口県周南市岐山通一丁目一番地

財団法人周南市都市開発事業団

代表清算人　青木　龍一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年八月三十一日開催の理事会及び評議員会の決議を経て愛媛県教育委員会の許可により平成二十五年十月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

愛媛県上浮穴郡久万高原町二名甲二九一番地一

財団法人偉世寿育英会

代表清算人　川﨑　幸男

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

長崎市五島町二番二七号

財団法人長崎県漁協合併推進基金

清算人　川端　勲

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

福島県福島市太田町一三番一七号

社団法人福島民報販売店厚生会

代表清算人　遠藤　義範

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年十月十五日埼玉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野八九番地

小鹿野町土地開発公社

代表清算人　福島　弘文

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

東京都千代田区神田小川町三丁目二八番地

七昇龍館ビル六〇二号

財団法人現代演劇協会

代表清算人　村山　知義

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

東京都新宿区三栄町七番地

財団法人国際メディア研究財団

代表清算人　三澤千代治

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

東京都西東京市柳沢五丁目一二番四号

財団法人東筑学舎

代表清算人　土屋　博之

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

東京都渋谷区千駄ケ谷一丁目三一番一一号

財団法人東京私的病医院特定退職金共済会

代表清算人　中村　光一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月十六日存立時期満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

東京都東村山市廻田町一丁目三〇番地の一

財団法人東洋宣教会維持財団

代表清算人　ディクシー・ジーン・キング

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

神奈川県横浜市金沢区富岡東二丁目一番二二号

財団法人神奈川県漁業振興会

清算人　高橋　征人

解散公告（第三回）

当法人は、存続期限の定めにより平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

長野県諏訪郡富士見町境六三〇七番地一

財団法人栗本図書館

代表清算人　勝井　芳郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月四日

大阪府和泉市尾井町二丁目二番一九号

財団法人日本人造真珠硝子細貨検査協会

代表清算人　吉田　秋夫